明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二十五条第九項及び第十項を次のように改める。

9　法第三十七条第一項の表の第一号の下欄のロに規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第四項に規定する都市開発区域とする。

10　法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域とし、同欄に規定する政令で定める事務所又は事業所は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）とする。

第二十五条第十一項中「市街地再開発事業」の下に「（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）」を加え、同条第十二項中「上欄に規定する」の下に「政令で定める地区は、地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区とし、同欄に規定する」を加え、「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同条第二十四項中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　国土交通大臣は、第十二項の基準を定めたとき、又は同項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

第二十五条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十五項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項第二号中「買換資産に該当する船舶（以下この号において「買換船舶」という。）の」を「船舶でその」に、「当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶」を「取得の日までの期間（以下この号において「船齢」という。）がその船舶」に、「未満である場合の当該買換船舶」を「に満たないもの（次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　漁業の用に供される船舶　その船齢が十五年に満たないもの

ロ　海洋運輸業、沿海運輸業及び漁業以外の事業の用に供される船舶　その船齢が耐用年数（所得税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であるもの

第二十五条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第三十七条第一項の表の第十号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。同号ロにおいて同じ。）又は漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。同号において同じ。）の用に供されている船舶

二十五年

二　前号に掲げる船舶以外の船舶　四十五年

第二十五条の四第二項中「第六十七条」を「第九十九条」に、「認定整備事業計画」を「認定誘導事業計画」に、「都市再生整備事業」を「誘導施設等整備事業」に改める。

第二十五条の五第三項第二号中「（昭和四十一年法律第百二号）」を削る。

第二十五条の八第三項第一号中「の新株予約権者」の下に「（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権者を含む。以下この号において同じ。）の新投資口予約権者を含む。以下この号において同じ。）」を、「当該被合併法人の新株予約権」の下に「（新投資口予約権を含む。）」を加え、「同条第十二号」を「法人税法第二条第十二号」に改める。

第二十五条の九の二第十項第一号イ中「その数」の下に「又は額面金額」を加える。

第二十五条の十の二第六項中「、第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三」を削り、「当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む」を「法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する提出をいう」に改め、同条第十項第三号中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同条第十五項第三号中「第二十四号」を「第二十五号」に、「第十六項」を「次項」に改め、同項第五号中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第六号中「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該金融商品取引業者等に保管の委託が」に、「株式無償割当て又は」を「株式無償割当て」に、「により取得する」を「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する」に、「又は記録をする方法又は同法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法」に改め、同項第七号から第十一号までの規定中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第十二号中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託」に改め、同号ロ中「新株予約権」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第十三号及び第十四号中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第十六号中「振替口座簿に記載又は記録をする方法により当該」を「当該」に改め、「当該方法により」を削り、「又は記録をする方法により行う」を「若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行う」に改め、同項第十七号から第二十一号までの規定中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託」に改め、同項第二十三号中「役員」の下に「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号において同じ。）」を加え、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該持株会等口座に保管の委託」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　特定口座を開設する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が株式付与信託契約（発行法人等（上場株式等の発行法人及び当該発行法人と密接な関係を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を委託者とする金銭の信託契約で、当該信託契約に基づく信託の受託者は当該上場株式等の取得をすること、当該受託者が取得をした当該上場株式等は当該発行法人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものの決議若しくは会社法第四百四条第三項の報酬委員会の決定又は当該発行法人等の従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して当該発行法人等が定めた当該上場株式等の付与に関する規則（労働基準法第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に従つて当該発行法人等の役員又は従業員、これらの相続人（包括受遺者を含む。）その他財務省令で定める者に付与されることその他財務省令で定める事項が定められているものをいう。）に基づき取得した上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、当該株式付与信託契約に基づき開設された当該受託者の口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの

第二十五条の十の四第一項後段を次のように改める。

この場合において、その提出をする届出書がその者の氏名又は住所の変更に係るものであるときは、次に定めるところによる。

一　当該届出書を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第二項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該届出書に記載されている変更後の氏名又は住所が当該書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、当該届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）を含む。第二十五条の十の九第五項において同じ。）に当該確認をした旨及び当該書類の名称を記載し、又は記録しなければならない。